

いじめ防止啓発動画広告制作及び広報等業務委託 事業者募集要項

本要項は、いじめ防止啓発動画広告制作及び広報等業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

1. 業務の概要

(1) 業務名

いじめ防止啓発動画広告制作及び広報等業務

(2) 業務内容

別紙1「いじめ防止啓発動画広告制作及び広報等業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

(4) 業務委託限度額

1,364,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当課 仙台市こども若者局こども若者支援部いじめ対策推進課

住 所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号

電話/FAX：022-214-8972 / 022-214-8784

電子メール：kod006005@city.sendai.jp

2. 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 委託事業について、十分な知見及びノウハウを有するものであること。
- (3) 仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 仙台市内に本社（店）、支店または活動拠点（事業所等）を置いている法人または団体等であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (7) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。仙台市税が課税されていない者は、主たる事業所が所在する市町村が課税する市町村税を滞納していないこと。
- (8) 現金出納簿等の会計関係書類及び貸金台帳等の労働関係書類を整備していること。

3. 契約までのスケジュール

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年4月11日(木) |
| (2) 質問受付期限 | 令和6年4月19日(金) |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年4月23日(火)まで |
| (4) 参加表明・企画提案書提出期限 | 令和6年5月7日(火) |
| (5) 決定通知 | 令和6年5月10日(金) |

4. 質問受付及び回答

(1) 質問受付

- ① 受付期限 : 令和6年4月19日(金)
- ② 提出先 : 本要項1(5)担当課宛て
- ③ 提出方法 : 電子メール
- ④ 記載事項 : 質問者の事業者名、部署、氏名、連絡先電話番号、質問内容
- ⑤ 留意点
 - ・ 質問書は任意様式とする。
 - ・ 電子メールの件名は「いじめ防止啓発動画広告制作及び広報等業務委託に関する質問(事業者名)」とすること。
 - ・ 質問を提出した際には、電話によりいじめ対策推進課に受信の確認をすること。
 - ・ 評価及び審査に関する質問には回答しない。
 - ・ 質問書の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問い合わせする場合がある。

(2) 回答

- ① 回答日 : 令和6年4月23日(火)まで
- ② 回答方法 : 本市ホームページに回答を掲載
- ③ 留意点
 - ・ 仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とする。
 - ・ 同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
 - ・ 質問者の事業者名等については公表しない。

5. 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望するものは、以下により書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年5月7日(火)
- (2) 提出先 本要項1(5)担当課宛て
- (3) 提出方法 郵送・宅配又は持参
 - ・ 郵送・宅配の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。
 - ・ 持参の場合の受付時間は、土、日、祝休日を除く午前9時から午後5時とし、持参予定時刻を事前に担当課宛てに連絡すること。

(4) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式） 6部（正本1部、副本5部）
 - ※ 正本にのみ事業者名を記載し押印すること。
 - ※ 副本には、事業者名、事業者名が特定できる表現、ロゴマーク等の記載は行わないこと。
- ② 必要経費の概算（任意様式、積算内訳を添付） 6部（正本1部、副本5部）
 - ※ 正本にのみ事業者名を記載し押印すること。
 - ※ 副本には、事業者名、事業者名が特定できる表現、ロゴマーク等の記載は行わないこと。
 - ※ 本業務委託に要する全ての経費を積算すること（消費税及び地方消費税を含む）。
- ③ 会社の概要が分かる資料（パンフレット可） 1部
- ④ 様式1「参加表明書」 1部
- ⑤ 様式2「誓約書」 1部
- ⑥ 市税の滞納がないことの証明書（写し可） 1部
 - ※ 仙台市税が課税されている者は、本市区役所税務会計課又は総合支所税務住民課において、参加表明書の提出日以前30日以内に「市税の滞納がないことの証明書」の交付（1通300円の手数料が必要）を受け、1部（写し可）を提出すること。
 - ※ 仙台市税が課税されていない者は、主たる事業所が所在する市町村が課税する市町村税の滞納がないことを証明する書類1部（写し可）を提出すること。
- ⑦ 消費税及び地方消費税に関する証明書（写し可） 1部
（納税証明書又は未納税のない証明書、写し可）
- ⑧ 履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本、写し可） 1部
 - ※ 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者は提出不要とする。

(5) 企画提案書作成上の注意

(ア) 提出様式

A4版横書き、原則両面印刷長辺綴じで作成すること（図表・注釈等で対応が困難なものを除く）。また、必要に応じて画像や図表等を用いて分かりやすく記載すること。
なお、白黒印刷、カラー印刷のいずれでも可とする。

(イ) フォント

フォントは指定しないが、見やすさに配慮すること。なお、サイズは原則として10ポイント以上とする（図表・注釈等で対応が困難なものを除く）。

(ウ) ページ数

ページ数は指定しないが、提案意図を明確に伝えることができる適切な量にまとめること。

(エ) 記載内容

企画提案書は別紙1「仕様書」を確認のうえ、下記の番号順にとりまとめること。また、提案書には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。

- ① 会社概要
- ② 類似事業の実績
- ③ 本業務に係る受託体制
 - ・ 本業務の実施体制、組織体制、支援体制（体制図を記載すること。）
 - ・ 各担当者とその役割を明記し、各担当の適性や経歴、能力等。
- ④ ウェブ広告の展開
 - ・ 掲載する広告媒体及び掲載回数を目安、バナー等のデザインイメージ。
 - ・ 広く市民に事業を周知し、ランディングページへ誘導するために、選定した手法やバナー等のデザインがどのように効果的か、具体的に記載すること。
- ⑤ 動画広告制作及び配信
 - ・ 市民のいじめ防止の意識や関心を高めるため、パブリックメッセージを活用しどのような動画を制作するのかを具体的にイメージできるように記載すること。（サンプル映像や同種実績の映像がある場合は、閲覧用のURLを提示する等の方法により、任意で提出することも可。）
 - ・ 配信する広告媒体及び配信回数を目安。
 - ・ 動画広告が広く市民の目に触れるため、選定した配信手法がどのように効果的か、具体的に記載すること。
- ⑥ 啓発グッズの制作
 - ・ 制作するグッズの種類、数量及びデザインイメージ。また、提案するグッズを選定した理由を記載すること。
- ⑦ 業務スケジュール
- ⑧ 見積書及び積算内訳
 - できる限り詳細な見積もりを作成すること。

(オ) その他留意事項

- ・ 仕様書に具体の記載がない業務であっても、予定価格の範囲で実現可能で、本業務の目的達成に資するものは、事業者提案として適宜盛り込むこと。
- ・ 提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。
- ・ 企画提案に係る費用は応募者の負担とする。
- ・ 受託候補者として選定されなかった応募事業者の企画提案書及び見積価格提案書は返却する。その他提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台条例第80号）の対象文書となる。
- ・ 本市は、提出された資料について、本業務の受託候補者の選定以外に応募事業者が無断で使用しない。

(6) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ・ 2 に記載している参加資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者による提案
- ・ 提案書等の提出書類に虚偽の記載が含まれる提案
- ・ 1 (4) に記載している予定価格（上限額）を超える見積額の提案
- ・ その他企画提案に関する条件に違反した提案

6. 受託候補者の選定について

以下により、受託候補者を選定する。

(1) 審査方法

提案書等の提出書類をもとに以下の審査基準による書類審査を行う。

(2) 企画提案書の評価基準

以下の項目等について評価し、委員の合計点が最も高い事業者を受託候補者とする。評価基準の詳細は、別紙2「評価基準表」参照。

ただし、委員の合計点が6割に満たない場合は、協議のうえ適格者無しとし、再度候補者の募集等を行う場合がある。

(ア) 事業者の事業遂行能力 (20点)

- ・ 同種の業務実績を有し、事業の実施に十分なノウハウを持つと評価できるか。
- ・ 事業を遂行するための実施体制や業務スケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか。

(イ) ウェブ広告の展開 (25点)

- ・ メッセージ事業の実施を効果的に発信できると期待できる広報手段やバナーが提案されているか。
- ・ 過去の実績等を鑑み、実現可能かつ妥当な目標 KPI が設定されているか。

(ウ) 動画広告制作及び配信 (35点)

- ・ パブリックメッセージを活用し、市民のいじめ防止の関心や意識を高める動画となることが期待できる提案内容か。
- ・ 動画広告を市民に見てもらおうための効果的な配信手段が提案されているか。また、表示回数・頻度は妥当な内容か。

(エ) 啓発グッズの制作 (10点)

- ・ 制作するグッズの企画や数量、デザインの提案は妥当な内容か。

(オ) 事業に必要な経費 (10点)

- ・ 見積内容が予定価格以内で、提案内容と照らして整合がとれており、合理的で妥当な積算となっているか。

総計点が同じ事業者が複数いる場合、以下の評価項目における得点について、審査委員の合計点が高い事業者を上位とする。

- ・ 第一優先項目 (ウ) 動画広告制作及び配信
- ・ 第二優先項目 (イ) ウェブ広告の展開
- ・ 第三優先項目 (ア) 事業者の事業遂行能力

(3) 通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知する。次点者にはその旨を通知する。

(4) 次点者の取り扱い

受託候補者決定後、受託候補者の都合により辞退があった場合、次点の者を繰り上げて受託候補者とする場合がある。

7. 契約締結

(1) 受託候補者との協議等

本市は受託候補者と業務の内容等の詳細について協議のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

なお、提出された提案書等をそのまま実施することを約束するものではなく、協議のうえ提案書等の内容を一部変更する場合がある。委託候補者は改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。

受託候補者との協議が不成立の場合は、次点の者を受託候補者として協議を行うものとする。

(2) 委託費の支払い

完了払とする（業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払いを行う）。

8. 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで、本市が必要と認める業務については、業務の一部を委託することができる。
- (3) 事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に市に報告すること。
- (4) 本事業において取材等が必要な場合は、発注者と調整のうえ実施することとし、市からの受託事業であることを明示すること。
- (5) 本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。